		五　マットレス、敷布団等を使用する際には、乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがないようにする旨
	支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出ているもの	支柱に乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かることがないようにする旨
	前枠が開閉式又はスライド式のもの	使用後は、前枠を所定の位置に戻す旨
	床板の位置を変更できるもの	周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつた乳幼児の睡眠又は保育に使用する場合にあつては、床板を最低の位置に置いて使用する旨
２．乳幼児用玩具	全てのもの	一　使用に適した年齢 二　保護者が見守る旨
	水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
	ゴム製の風船	一　膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二　膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三　破れた風船は速やかに廃棄する旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引つ張り玩具を除く。）であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨